大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則(平成27年規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合)	(休業補償を行わない場合)
第9条 条例第10条ただし書の組合規則で定	第9条 [同左]
める場合は、次に掲げる場合とする。	
[(1) 略]	[(1) 同左]
(2) 少年法第24条の規定による保護処分と	(2) 少年法第24条の規定による保護処分と
して少年院若しくは児童自立支援施設に	して少年院若しくは児童自立支援施設に
送致され、収容されている <u>場合、同法第</u>	送致され、収容されている <u>場合</u> 又は売春防
64条の規定による保護処分として少年院	止法(昭和31年法律第118号)第17条の規
に送致され、収容されている場合、同法	定による補導処分として婦人補導院に収
第66条の規定による決定により少年院に	容されている場合
<u>収容されている場合</u> 又は売春防止法(昭	
和31年法律第118号) 第17条の規定による	
補導処分として婦人補導院に収容されて	
いる場合	
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。